



# 消費税 インボイス制度 直前準備ガイド

令和5年度税制改正情報までを収録

免税事業者の対応

課税事業者・売手としての対応

課税事業者・買手としての対応

がよく分かる!

# はじめに

消費税のインボイス制度が、本年(令和5年)10月1日に開始します。

インボイス制度とは、国税庁に登録した事業者が課税売上げについて登録番号を記載した請求書等(インボイス)を交付し、買手は、インボイスを受け取った場合に限り仕入税額控除が可能になるという制度です。

この制度変更は、事業規模の大小にかかわらず全ての事業者に影響する、消費税始まって以来の大改革です。事業者には、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定されます。

制度を正しく理解して、来るべき日に備えなければなりません。

本冊子はその一助となれば幸いです。

本冊子では、次の略称を使用しています。

略 称	法律上の正式名称
インボイス制度	適格請求書等保存方式
インボイス	適格請求書
簡易インボイス	適格簡易請求書
返還インボイス	適格返還請求書
インボイス発行事業者	適格請求書発行事業者



# CONTENTS

## 目次

### 1 消費税の仕組みについて知ろう

05

- 1 そもそも「消費税」とは？ ..... 05
- 2 消費税の税率 ..... 05
- 3 課税事業者と免税事業者 ..... 05
- 4 消費税の申告と負担 ..... 06

### 2 一般課税と簡易課税

07

- 1 仕入税額控除とは？ ..... 07
- 2 一般課税とは？ ..... 07
- 3 簡易課税とは？ ..... 08

### 3 インボイス制度の概要について知ろう

09

- 1 事業者登録制度と仕入税額控除の要件 ..... 10
- 2 インボイスとは？ ..... 10
- 3 簡易インボイスとは？ ..... 11
- 4 返還インボイスとは？ ..... 12
  - 注目! 今後の改正予定 1万円未満の返還インボイスに係る特例 ..... 13
- 5 電子インボイスとは？ ..... 13
- 6 事業者にはどのような影響がある？ ..... 15
- 7 補助金の活用 ..... 15

## 4 免税事業者はどのように対応すべき？

16

- 1 免税事業者は登録できない ..... 16
- 2 インボイス制度開始から6年間の経過措置 ..... 16
- 3 免税事業者は課税事業者を選択して登録すべき？ ..... 16
  - 注目! 今後の改正予定 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 ..... 19
- 4 免税事業者のまま事業を継続する場合の注意点 ..... 20
- 5 免税事業者の登録はどうする？ ..... 20
- 6 令和5年10月1日に登録したい場合はどうする？ ..... 20
  - 注目! 今後の改正予定 「困難な事情」の記載 ..... 21
- 7 登録日以後の売上げについて納税する ..... 21
- 8 2年縛りの適用はある？ ..... 21
- 9 免税事業者になるためにはどうする？ ..... 21
  - 注目! 今後の改正予定 取消手続きに要する期間の見直し・登録手続きに要する期間の見直し ..... 22
- 10 簡易課税制度選択届出書の届出時期の特例 ..... 22
  - 注目! 今後の改正予定 簡易課税制度選択届出書の届出時期の特例 ..... 22

## 5 課税事業者(売手)としてどのように対応すべき？

23

- 1 登録申請は原則として令和5年3月31日までに ..... 23
  - 注目! 今後の改正予定 「困難な事情」の記載 ..... 24
- 2 登録を拒否されることはある？ ..... 24
- 3 登録が取り消されることはある？ ..... 24
- 4 登録情報は公表される ..... 25
- 5 登録を完了したら顧客へ連絡しよう ..... 26
- 6 インボイス発行事業者にはインボイス交付の義務がある ..... 26
- 7 インボイスの交付方法は？ ..... 26
- 8 インボイスの写しの保存方法は？ ..... 27
  - 注目! 今後の改正予定 電子帳簿等保存制度の見直し ..... 27

9	小売業等は簡易インボイスでかまわない	28
10	販売業務を委託した場合はどうする？	29
11	偽インボイスには1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	30
12	間違ったインボイスを交付してしまったらどうする？	30

## 6 課税事業者(買手)としてどのように対応すべき？

31

1	帳簿の保存	32
2	インボイスの保存	32
3	保存期間は7年間	32
4	インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる特例	33
	<b>注目!</b> 今後の改正予定 少額課税仕入れの経過措置	34
5	毎月支払う家賃についてもインボイスの保存が必要	34
6	仕入業務を委託した場合はどうする？	35
7	紙のインボイスを交付された場合の保存はどうする？	36
8	電子インボイスを提供された場合の保存はどうする？	36
	<b>注目!</b> 今後の改正予定 電子帳簿等保存制度の見直し	36
9	買手が仕入明細書を作成している場合はどうする？	36
10	仕入先が免税事業者である場合はどうする？	37
11	公表サイトで確認しよう	37
12	仕入先に確認しよう	37

## 7 小売業者必見！ 納付すべき消費税額の計算方法

38

1	売上税額の計算方法	38
2	仕入税額の計算方法	39
3	計算方法の組み合わせ	40
4	小売業者等の消費税額等の端数処理	40

(注) 本冊子の内容は、令和4年12月16日現在の法令等によります。また、本冊子で使用する「消費税」という用語は、消費税及び地方消費税を含みます。

# 3 インボイス制度の概要 について知ろう

日本の消費税は、創設以来インボイス制度を採用してきませんでした。税率引上げの緩衝材として軽減税率が導入され、それに伴うインボイス制度への移行が決定しました。

ただし、執行可能性に配慮して、当面は請求書等保存方式を維持し、インボイス制度は令和5年10月1日から実施することとされました。

複数税率下の請求書等保存方式では、一つの請求書等に税率が異なる課税仕入れが記載されている場合には、軽減税率の対象にはその旨及び税率ごとの支払対価の額の合計額が記されていない必要があります。軽減税率が導入された令和元年10月以後は、単一税率制度下の請求書等保存方式と区別して、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれています。

	消費税法創設		軽減税率導入	インボイス制度導入
	H1.4.1	H9.4.1	R1.10.1	R5.10.1
仕入税額控除	帳簿方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	インボイス制度
税率構造	単一税率制度		複数税率制度	

現行制度(区分記載請求書等保存方式)とインボイス制度(適格請求書等保存方式)には、次のような違いがあります。

区分	現行制度(区分記載請求書等保存方式) 【令和5年9月末まで】	インボイス制度(適格請求書等保存方式) 【令和5年10月1日以後】
登録制度	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●売手に請求書等の交付義務なし</li> <li>●免税事業者も交付可</li> <li>●不正交付の罰則なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●売手にインボイスの交付義務あり</li> <li>●免税事業者・未登録事業者は交付不可</li> <li>●不正交付の罰則あり</li> </ul>
仕入税額控除	免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象	免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならない(6年間は経過措置あり)
	データで受け取った請求書等は不可	電子インボイスの授受と保存可
	税込3万円未満の取引等に、請求書等の保存不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、インボイス保存不要の取扱いあり
買手に帳簿の保存義務あり		

## 1 事業者登録制度と仕入税額控除の要件

インボイス制度は、事業者登録制度を基礎とする消費税の仕組みです。

国税庁に登録をした「インボイス発行事業者」が交付するインボイスの保存が、一般課税による仕入税額控除の要件となります。登録は課税事業者に限られているので、免税事業者や消費者からの仕入れは控除できません。

## 2 インボイスとは？

インボイスは、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段です。インボイスによって、売手がその課税売上げにつき消費税を納付することが証明され、買手の控除の権利が保障されます。インボイスは、買手の納付税額を減らす金券であるといえます。

具体的には、インボイス発行事業者が次に掲げる事項を記載して交付する請求書や領収書等をいいます。様式の定めはありません。適格請求書やインボイスといった名称を付ける必要はなく、

①～⑧の記載事項を満たしているものはインボイスに該当します。

御請求書			
11月分 131,200円		①	〇〇商店株式会社
⑧	株式会社△△御中	②	登録番号 T1234567890123
			令和〇年11月30日
日付	品名		金額
③ 11月1日	④ キッチンタオル		8,000
11月2日	魚※		7,800
11月3日	ジュース※		11,000
11月4日	ビール		8,000
...	...		...
合計	120,000	消費税	11,200
⑥ 8%対象	⑤ 40,000	⑦ 消費税	3,200
10%対象	80,000	消費税	8,000
④ ※ 軽減税率対象			

インボイスの記載事項	簡易インボイスの記載事項
<p><b>① 売手の名称</b> 法人はその名称、個人事業者は氏名を記載します。電話番号の記載などにより事業者が特定できる場合は、屋号や略称などを記載することができます。</p>	
<p><b>② 登録番号</b> 登録番号の構成は、「T (ローマ字)」+ 数字 13 桁 (例:T1234567890123) です。 法人は、マイナンバー法による法人番号が数字 13 桁の部分となります。 個人事業者の登録番号は、登録申請の後、税務署から通知されます。 表記は、半角・全角を問いません。</p>	
<p><b>③ 取引年月日</b> 商品を納品した日やサービスの提供を行った日です。 月まとめの請求書などは、その期間を記載することもできます。</p>	
<p><b>④ 取引の内容</b> 商品名等を記載します。「野菜・果実」「文房具」といった商品の種類ごとの記載でも構いません。 軽減税率の対象にはその旨 (「※」などの記号を付し、「※ 軽減税率対象」と示しておく) を記載します。</p>	
<p><b>⑤ 対価の額の合計額</b> 税抜き又は税込みで、税率ごとに合計します。</p>	
<p><b>⑥ 適用税率</b> 10%の売上げしかない場合も「10%」と記載します。</p>	
<p><b>⑦ 消費税額等</b> 消費税額及び地方消費税額の合計額です。 1円未満は税率ごとに、切上げ、切捨て、四捨五入など、一のインボイスにつき1回の端数処理を行います。個々の商品ごとに端数処理を行うことは認められません。</p>	簡易インボイスでは、 <b>⑥適用税率</b> 又は <b>⑦消費税額等</b> のいずれかの記載でかまいません。
<p><b>⑧ 買手の名称</b> インボイスの宛名です。 正式名称のほか、屋号や略称などを記載することもできます。</p>	簡易インボイスでは、 <b>⑧買手の名称</b> の記載を省略することができます。

**②登録番号**、**⑥適用税率**、**⑦消費税額等**は、区分記載請求書等保存方式において保存することとされている請求書等の記載事項に追加された事項です。

また、請求書等保存方式では、**⑤対価の額の合計額**は「税込み」とされていました。

### ③ 簡易インボイスとは？

インボイス発行事業者が、小売業や飲食店業、不特定かつ多数の者に課税売上げを行う事業である場合には、インボイス(適格請求書)に代えて、簡易インボイス(適格簡易請求書)を交付することができます。

「不特定かつ多数の者に課税売上げを行う事業」には、事業者が、顧客の氏名や名称等を確認せず、相手方を問わず広く商品の販売等を行う事業が該当します。



# 4

## 免税事業者はどのように対応すべき？

### 1 免税事業者は登録できない

インボイス発行事業者が交付するインボイスは、課税事業者として消費税を納税することを証明する書類であるため、免税事業者は登録することができません。

インボイス発行事業者の登録をしていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれがある書類(インボイス類似書類等)を交付すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

### 2 インボイス制度開始から6年間の経過措置

激変緩和の趣旨から、インボイス制度の導入後6年間は、請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについて、次の割合で仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

#### インボイス制度開始

R5.10.1	R8.10.1	R11.10.1	その後
3年間	3年間		
インボイスの保存がない課税仕入れにつき	インボイスの保存がない課税仕入れにつき	インボイスの保存がない課税仕入れは	インボイスの保存がない課税仕入れは
80%控除可能	50%控除可能		控除できない

この経過措置の適用を受けるためには、買手において、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存と帳簿への経過措置の適用を受ける旨の記載が必要です。

### 3 免税事業者は課税事業者を選択して登録すべき？

上記2の6年間の経過措置はあるものの、控除できない部分の消費税額は、買手のコストになります。したがって、免税事業者は、消費税相当額を支払わない値下げ交渉をされる可能性があります。また値下げをしたとしても、買手は、インボイスのある課税仕入れと区分して計算しなければならず、事務が煩雑になります。

## 5

課税事業者(売手)として  
どのように対応すべき？

## 売手の事前準備

R5.10.1

## I インボイス発行事業者の登録申請

- 原則として、令和5年3月31日までに申請

## II インボイスの交付方法・保存方法の決定とシステムの改修

- 何をインボイスとするか(請求書、納品書、領収書など)
- インボイスの交付をどうするか(紙の交付か、電子インボイスの提供か)
- ベンダー等に、費用と作業工程を確認
- インボイス発行事業者の登録の通知を受けた時点で登録番号の記載が可能

## III 対応窓口を開設し、取引先に登録番号とインボイスの交付方法を連絡

- 社内管理及び取引先からの問い合わせに応える担当者を決定し、対応窓口を開設
- 登録を完了した旨、インボイスの交付方法、対応窓口等を取引先へ連絡

インボイス制度

インボイスの交付と  
写しの保存

## 1 登録申請は原則として令和5年3月31日までに

インボイスを交付するためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して申請し、税務署長の登録を受ける必要があります。原則として、令和5年3月31日までに申請すれば、インボイス制度の開始の時からインボイス発行事業者となります。

R3.10.1

R5.3.31までに登録申請書を提出

R5.3.31

申請期限  
(原則)

R5.10.1

インボイス発行事業者

インボイス制度開始

登録日

## 6

課税事業者(買手)として  
どのように対応すべき？

## 買手の事前準備

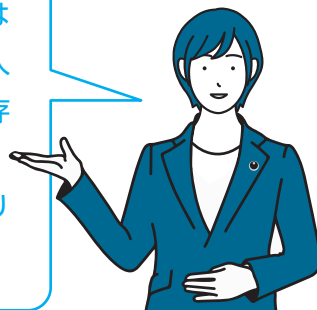
R5.10.1

- I 対応窓口を開設し、取引先の登録の有無やインボイスの様式と受領方法を確認
  - 社内管理及び仕入先と折衝する担当者を決定し、対応窓口を開設
  - 仕入先の状況を把握する(対策の第一歩は「現状把握」)
- II インボイスの保存方法の検討とシステムの改修
  - 書面、電子インボイス、複数の書面やデータの組み合わせなど、様々な方法で交付されるインボイスを保存する必要がある
  - ベンダー等に、費用と作業工程を確認
- III 仕入先が登録しない場合の対応の検討
  - 独占禁止法等の法令を遵守して、取引額変更の交渉、仕入先選定の見直し等
- IV 簡易課税制度を適用する場合は、帳簿及びインボイスの保存は不要

## インボイス制度

帳簿とインボイスを  
保存して仕入税額控除

簡易課税制度においては、実際の課税仕入れに基づく計算は行いません。売上税額にみなし仕入率を乗じて控除対象仕入税額を計算します。したがって、帳簿及びインボイスの保存の必要はなく、インボイス制度への準備はありません。一般課税である場合は、次頁以下のような準備が必要になります。



# 7

## 小売業者必見！ 納付すべき消費税額の計算方法

申告書において納付すべき税額の計算の基礎となる売上税額及び仕入税額の計算方法を確認しておきましょう。

売上税額の積上げ計算の適用には、新たに要件が設けられています。旧消費税法施行規則22条1項の「課税標準額に対する消費税額の計算の特例」に係る経過措置を適用している小売業者等は、注意してください。

### 1 売上税額の計算方法

売上税額は、割戻し計算により算出するのが原則です。

ただし、少額の課税売上げを大量に行う小売業等では、割戻し計算に耐えられないケースが考えられます。インボイスに記載する消費税額等は、税率ごとに、切上げ、切捨て、四捨五入など、インボイス発行事業者の任意で行うことができますが、一般に切捨て処理を行う場合が多く、その切り捨てた消費税額等が積み重なって、大きな負担となるからです。

そこで、保存しているインボイスの写しに記録されている税率ごとの消費税額等による「積上げ計算」の特例が設けられています。

なお、簡易インボイスに「税率ごとに区分した消費税額等」を記載せず、「適用税率」のみを記載して交付する場合は、積上げ計算を行うことはできません。

<b>原則(割戻し計算)</b>	その課税期間の税込売上高の合計額から税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じて課税標準額に対する消費税額等を算出する方法 ※ 現行と同じ計算方法
<b>特例(積上げ計算)</b>	交付したインボイスに記載した消費税額等を積算する方法 ※ 少額の売上げを大量に繰り返す小売業者等に配慮した方法 ※ 簡易インボイスに「消費税額等」を記載しない場合は適用できない ※ 仕入税額につき「積上げ計算」によることが要件